農機具共済のご契約にあたっての重要事項のご説明

農機具共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事柄を整理したものです。
内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
また、詳細については「農機具共済約款」をご覧いただくか、最寄りの支所にお問い合わせください。

ご加入についての事項

●加入申込の記載事項はありのままをご記入ください。

加入申込書には事実をありのまま、正確に記入されるようお願いします。記入内容が事実と異なるときは、契約の解除や共済金を支払えなくなる場合があります。また、提出後、記入内容の誤りに気づいたとき、あるいは買替えを行ったとき等には、速やかに組合にご連絡願います。

●共済責任期間は責任開始日の午後4時から終了日の午後4時までです。

農機具共済の共済責任開始は、組合が加入者から共済掛金等の払い込みを受けた日の午後４時から始まります。

共済証券に組合がその払い込みを受けた日と異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合は、その記載されている日の午後４時から始まります。ただし、共済掛金等がその日以降に払い込まれた場合の共済責任は払込日の午後４時から始まります。

また、共済責任期間は共済証券に記載された末日の午後４時に終了します。

●ご加入金額が少ない場合、充分な補償を受けられません。

損害を被った農機具を1年以内に復旧したとき、共済金は損害の額（復旧しないときは時価損害額となります。）を基に、農機具の評価額に対する共済金額の割合に比例して算定します。そのため、農機具の価格に満たない加入の場合は、生じた損害額を十分に共済金で補償することができません。農機具の価格いっぱいまでの加入をお勧めします。

●中古農機具は、付保割合条件付実損てん補特約を付さないと加入できません。

●農機具の附属装置を所有している場合は、加入申込書に記載したもののみが契約農機具に含まれます。

共済金の支払いについての事項

●損害が発生した場合は、すぐにご連絡ください。

事故発生通知の連絡が遅れますと事故の確認作業が困難になるなど、共済金の支払いができなくなることがあります。

●他の共済・保険契約があるときは、共済金を分担して支払うことがあります。

加入いただいた農機具に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、それぞれの契約の支払額合計が共済契約に定める支払限度額を超えるときは、「農機具共済約款」に定める方法により、共済金を分担して支払うこととなります。

●損害が発生しても共済金の支払いができないことがあります。

共済責任期間中に発生した事故であっても、次のような場合には共済金をお支払いできないことがあります。

(1)組合が共済掛金等の払い込みを受ける前に発生した事故による損害
(2)加入者及び同じ世帯に属する親族の故意・重大な過失・法令違反による損害
(3)加入者以外の方が共済金を受け取るときは、その方の故意・重大な過失・法令違反による損害
(4)運転者の故意・重大な過失・法令違反
(5)農作業以外の使用目的による損害
(6)加入した農機具が本来持っている欠陥・摩耗・腐食・さび・その他の自然消耗による損害
(7)故障・凍結・消耗部品にのみ生じた損害
(8)加入者が損害発生の通知を怠り、故意・重大な過失によって事実に反する通知をしたとき
(9)損害調査等に必要な書類を偽造・変造、調査の妨害及び共済金の支払請求手続きを3年間怠ったとき

●損害額は、その損害に発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額とします。

事故、買替等がございましたら、必ずNOSAIまでお知らせください。

※通知が遅れた場合、共済金をお支払いできないことがありますのですぐにお知らせください。

● 事故発生から共済金支払いまでの流れ

事　故　発　生　！

事　故　の　ご　連　絡

加　入　者	NOSAI
事故の発生・事故のご連絡 ご加入された農機具に損害が発生した場合、事故の状況等を速やかにNOSAIまでご連絡ください。NOSAIの事故確認まで撤去処分や修理を行わないようにお願いします。	**損害評価** 事故状況や事故原因の聞き取り、損害部品の確認や損害が発生した農機具の写真を撮らせていただきます。
修理業者への修理依頼 農機具の修理を行っていただき、修理代等を確定します。	**損害の審査（事故審査委員会）** 事故確認での聞き取り、修理済証明書等を基に、事故審査委員による審査を行い、損害額や免責等を決定します。
必要書類の準備・提出 修理済証明書等をNOSAIまで提出してください。	**損害額認定・共済金算定** 現場での事故確認、提出された書類や事故審査委員会の決定内容に基づき、損害額を確定し、共済金を算定します。

加入者へ共済金のお支払い

安心のネットワーク NOSAI

長崎県農業共済組合	〒854-0071 諫早市永昌東町22-10　TEL. 0957-23-6161		
西部支所	TEL. 095-884-2360	県北支所	TEL. 0956-41-6004
西部支所五島事務所	TEL. 0959-72-4188	県北支所平戸事務所	TEL. 0950-20-1021
県央支所	TEL. 0957-23-0555	県北支所宇久小値賀出張所	TEL. 0959-57-3015
県央支所東彼事務所	TEL. 0957-49-3511	壱岐対馬支所	TEL. 0920-47-1317
県南支所	TEL. 0957-77-2161	壱岐対馬支所対馬出張所	TEL. 0920-58-2277
県南支所島原南事務所	TEL. 0959-84-3121		

農作業時の事故もしっかり補償、農業経営の安定をサポート！

備えの種をまこう。

農機具共済 のうきくん

NOSAIの農機具損害共済

1.衝突・接触

2.異物の巻込

3.墜落・転覆

4.物体の落下・飛来

5.盗難

共済金をお支払いする事故は？

6.火災

7.落雷

8.風水害

9.鳥獣害（ネズミなどの糞尿による汚損・さび等は除く）

10.破裂・爆発

安心のネットワーク NOSAI 長崎県農業共済組合

NOSAIが安心をお届けします

農機具は農作業になくてはならない大切な財産です。
農機具共済は作業中の事故はもちろん、自然災害等さまざまな災害を
ワイドに補償して、大切な農機具をしっかりガードします。

1 加入できる農機具は？

乗用トラクター、コンバイン、田植機、管理機、ロールベーラなどの農業用機械。
農業法人等で所有・管理しているものや共同所有の農機具及び中古購入農機具も加入できます。
新品価格が20万円以上の農機具が加入できます。

2 補償期間は？

掛金を払い込んだ日の午後4時から1年間です。
前年から引き続き加入される方は、前年の契約の終了日の午後4時から1年間です。

3 補償金額（共済金額）は？

1台あたり20万円～2,000万円の範囲で新品価格（メーカー標準価格（税込）価格）まで加入することができます。
中古購入農機具は、購入価格が加入の限度です。
※ただし、中古農機具の場合、付保割合条件付き実損てん補特約（新品価格まで加入できない場合でも、修理費は全額補償できる特約です）を付けての加入となります。

4 共済掛金は？

共済掛金は「まさか」の時のための安心料です。
機種により、普通農機具と特殊農機具の料率区分に分かれています。

単位：円

普通農機具	共済金額	50万円	100万円	500万円	700万円	1,000万円
	共済掛金	3,500	7,000	35,000	49,000	70,000
	トラクター（乗用、歩行用）、コンバイン（自脱型、普通）、田植機、茶摘採機、スピードスプレヤー、動力運搬車、ホイルローダー類、フロントローダー、ロータリーなど					
特殊農機具（畜産用農機具）	共済金額	50万円	100万円	500万円	700万円	1,000万円
	共済掛金	7,000	14,000	70,000	98,000	140,000
	ロールベーラ、フォレージハーベスタ、モアコンディショナー、飼料成形機、ヘーベーラ、ベールカッターなど					

無事故割引・有事故割増料率制度

加入者の掛金負担と共済金支払の公平性を図るため、ご加入頂く農機具ごとに、1年間の共済金支払の有無等により掛金の割引・割増を行う仕組みです。
加入している農機具が事故を起こし、共済金を支払った場合、1等級下がり、掛金が上がります。また、事故後3年間無事故だった場合1等級上がり、その後2年間無事故の場合にはさらに1等級上がり、掛金が安くなります。

単位：円

共済金額100万円当たり	割増等級					基本等級	割引等級
等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
普通農機具	24,500	21,000	17,500	14,000	10,500	7,000	6,650
特殊農機具	49,000	42,000	35,000	28,000	21,000	14,000	13,300

付保割合条件付き実損てん補特約を付した場合の共済掛金（共済金額100万円当たり、6等級の場合）　単位：円

約定割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
普通農機具	17,553	14,001	11,788	10,243	9,111	8,236	7,566	7,000
特殊農機具	38,903	30,521	25,298	21,653	18,981	16,916	15,336	14,000

5 補償の対象となる損害は？（1万円以上の損害から支払対象となります。）

修理部品代 ＋ 工賃（技術料） ＋ 運搬費 ＋ 引上料 ＋ 出張費

●損害額は損害の発生直前の状態に復旧するため必要とする最低限の費用で修理に必要な額とし、農機具修理業者の修理済証明書等を参考に、農機具事故審査委員会で審査し算出します。

6 お支払いする金額（共済金）は？

事故が起こった際の共済金は、ご加入時に契約された共済金額や特約の有無などの加入内容と、事故の際の免責の有無などによって異なります。

$$\text{災害共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額（補償額）}}{\text{新品価格}}$$

共済金額による共済金の比較（共済金は加入の割合に応じて算出されます。）

新品価格200万円のトラクターが衝突（免責20%）して、修理代が100万円の場合の支払額は？

例1　共済金額200万円に加入の場合（共済掛金14,000円）
損害額（100万円 － 20万円）× 200万円（共済金額）／200万円（新品価格） ＝ **共済金80万円**
満額加入がおすすめです!

例2　共済金額100万円に加入の場合（共済掛金7,000円）
損害額（100万円 － 20万円）× 100万円（共済金額）／200万円（新品価格） ＝ **共済金40万円**
もう少し加入していればよかったなぁ!

例3　中古購入額100万円に、付保割合条件付き実損てん補特約付き（約定割合50%）で共済金額100万円加入の場合（共済掛金11,788円）
損害額（100万円 － 20万円）× 100万円（共済金額）／200万円（新品価格）× 50% ＝ **共済金80万円**
満額加入で安心!

**新品価格まで加入しないと、共済金が少なくなり、修理の負担も大きくなります。
万が一の事故に備えて、新品価格までの加入をお勧めします。**

- 損害を受けた農機具は、1年以内に復旧（修理又は購入）しなければなりません。
- 1年以内に復旧を行わなかった場合、時価損害額でのお支払いとなります。
- 通常すべき管理、操作その他損害防止義務を怠った場合などは、10%から100%までの免責基準が定められています。
- 修理せずに、同等の機種を新たに購入した場合は、修理見積額と購入価格のいずれか低い額を基準に査定します。
- 共済責任期間中に支払われた共済金の合計額が共済金額以上となった時、共済関係は消滅します。

**加入している農機具を買い替えたり、共済事故が発生した場合には、
速やかにNOSAIにご連絡ください。
速やかに届出をしないと、共済金を支払えない場合があります。**

共済金をお支払いできない場合

農機具共済は、農機具本体に係る損害に対して、共済金が支払われますが対人、対物や下記の場合は支払対象になりません。

1. 損害額が1万円に満たない場合。
2. 加入者、運転者等の故意もしくは重過失又は法令違反。
3. 農作業以外の使用目的による事故。
4. 共済目的の欠陥、摩耗、腐食、錆、その他の自然消耗。
5. 故障（偶然外来の事故に直接起因しない時）。
6. 地震等によって生じた損害（地震等担保特約加入者を除く）。
7. 凍結によって生じた事故。
8. 消耗部品にのみ生じた損害。

農機具共済の免責基準について

加入者間の公平性を保つことを目的として、通常すべき管理、その他損害防止義務を怠った場合、又は事故発生通知の遅延などについては、この基準により損害の額を免責します。

①整備点検・管理の不良及び運転・操作上の過失によるもの

系統	免責対象箇所又は項目	免責割合
燃料系統	燃料及び燃料系統の点検不良による事故	30
	規格外燃料の使用による事故	100
潤滑系統	オイル不足及びエアークリーナーの汚れ、漏れ等によるエンジンの焼付け	100
	グリス・ニップルの補給不足による事故	50
冷却系統	冷却水の不足、ファンベルトの調整不足によるエンジンの焼付け	100
電気系統	灯火装置、警音器、方向指示器の作動不良による事故	50
	電気部品と電子制御部品の不良による事故	
走行系統	駐車ブレーキ、ハンドル、クラッチ等の不良による事故	50
油圧系統	作業油漏れ、配管の接続その他油圧装置の未点検、作動不良による事故	30
	作業油の油量不足による事故	50
伝導系統	ベルト、チェーンの調整不足等による事故	30
作業装置	附属装置（ロータリー等）の事故	30
	障害物（異物）の混入、巻き込み等による事故	
	油圧装置の作動不良による事故	
	部品の緩み、脱落、キャップの締め忘れによる事故	50
	変速装置の異常・不良による事故	
その他	火災等及び自然災害等の事故で、通常すべき管理・損害防止義務を怠った場合	10
	盗難による盗取又は毀損について発生した事故	0・20・30
	野外放置（自宅敷地内は除く）による事故	30
	ねずみ等による食害	
	摩耗、腐食、錆、その他自然消耗が原因によって起こった事故	50
	機体の改造が原因による事故	
	その他整備点検・管理の不良によるもの	審査
転覆、墜落、接触、衝突、その他	畔畦への乗り上げによる転落等の事故	審査
	通常視野に入るものへの接触、衝突（立木、支柱、電柱、ガードレール、ハウス内のパイプ等）	20
	ぬかるみから引き上げる際の外傷	30
	搬送時の転落防止安全装置の不履行又はトラック等に積み降ろす際の墜落等の損害	
	ユニバーサルジョイントに生じた事故	
	キャビンに生じた事故（単独損害）	
	無理な操作により生じた破損、破裂等の事故	40
	刈刃・タイヤ・クローラベルトに生じた事故	50
	故意又は重大な過失（法令違反等）	100
	上記以外の稼動中及び移動中の事故	審査

※上記①の免責に②、③、④が追加で免責になる場合があります。

②事故発生回数によるもの

	事故回数	免責割合
同一機種で同一責任期間内の事故	2回目	20
	3回目	30
	4回目以上	50

③事故発生通知の遅延によるもの

	遅延状況	免責割合
事故発生通知の遅延	事故の調査確認前に、既に修理している場合	50
	事故発生から1ヵ月を超え2ヵ月以内	20
	事故発生から2ヵ月を超え3ヵ月以内	30
	事故発生から3ヵ月を超え6ヵ月以内	40
	事故発生から6ヵ月を超え1年以内	50
	事故発生から1年を超えるもの	100

④修理済証明書等書類の遅延によるもの

	遅延状況	免責割合
書類提出の遅延	事故発生から1年を超えるもの	審査